

～令和6年度計画

地域協議会（後志地域生活交通確保対策協議会）による運用 ……根拠法：道路運送法

全道協議会（事務局：道庁交通企画課）

- 構成員 道（議長）、北海道運輸局、市長会、町村会、バス協会、関係労働組合
- 協議内容
 - ・ 確保維持計画（全道計画）の策定・変更
⇒ 国・道の補助の対象となる
 - ・ その他生活交通のあり方一般に関する事項

地域計画の提出
協議結果の報告

地域協議会（事務局：後志総合振興局地域政策課）

- 構成員 振興局（議長）、運輸支局、管内市町村、バス事業者、関係労働組合
- 協議内容
 - ・ 確保維持計画（地域計画）の策定
⇒ 全道協議会に提出
 - ・ 路線の休廃止に係る協議・承認

活性化法改正による運用変更

令和7年度計画～

法定協議会（北海道後志地域公共交通活性化協議会） ……根拠法：活性化及び再生法 及び 地域協議会（後志地域生活交通確保対策協議会）による運用 ……根拠法：道路運送法

全道協議会（事務局：道庁交通企画課）

- 構成員 道（議長）、北海道運輸局、市長会、町村会、バス協会、関係労働組合
- 協議内容
 - ・ **地域公共交通計画に添付する確保維持計画（全道計画）**の策定・変更 ⇒ 国・道補助の対象となる
 - ・ その他生活交通のあり方一般に関する事項

地域計画の提出
協議結果の報告

法定協議会・地域協議会

（両事務局：後志総合振興局地域政策課）

**地域計画は法定協議会、
路線休廃止は現状どおり地域協議会で承認を得る**

- 協議内容
 - ・ 確保維持計画（地域計画）の策定 ⇒ 全道協議会に提出
 - ・ 路線の休廃止に係る協議・承認